

社保・国保審査委員連絡委員会

と き 令和2年2月6日(木) 15:00～

ところ 山口県医師会6階会議室

報告：常任理事 萬 忠雄
常任理事 清水 暢

協議

1 ベナンバックス注用について〔支払基金〕

バクタ配合顆粒（配合錠）については、「ニューモシスチス肺炎の発症抑制」の適応があるが、ベナンバックスには「発症抑制」の適応はない。

癌患者、移植患者、HIV患者等に対するニューモシスチス肺炎の発症抑制でのベナンバックス注用300mgの投与が認められるか協議願いたい。

【ベナンバックス注用300mg：効能又は効果】

《適応菌種》

ニューモシスチス・カリニ

《適応症》

カリニ肺炎

上記注射薬には「発症抑制」の適応がないため、認められない。

2 注射薬剤の投与期間について〔支払基金〕

注射薬剤には用法が「○週間間隔」、「○週（○週ごと）に1回」、「○か月に1回」等となっている薬剤がある。（【例】オプジーボ、ゾラデックス、プラリア、リュープリン等。）

患者の都合や土日、祝日等連休などの理由で、定められた間隔で投与できないケースもあるが、どの程度の範囲内であれば認められるか協議願いたい。

定められた用法以外で注射を行う場合は、原則として必要理由を注記の上、審査委員会の判断となる。

3 「MRSA 保菌者」「MRSA 保菌者疑い」に対する入院時スクリーニング検査等の細菌培養同定検査について〔国保連合会〕

入院時又は外来において、「MRSA 保菌者」

出席者

委員

城戸 研二
藤原 淳
小野 弘子
西村 公一
矢賀 健
藤井 崇史
田中 裕子
久我 貴之
神徳 済

委員

土井 一輝
松谷 朗
浴村 正治
上野 安孝
村上不二夫
成松 昭夫
新田 豊
道重 博行
湯尻 俊昭

県医師会

会 長 河村 康明
専務理事 加藤 智栄
常任理事 萬 忠雄
常任理事 清水 暢
理 事 郷良 秀典
理 事 伊藤 真一
理 事 吉水 一郎

「MRSA 保菌者疑い」として細菌培養同定検査の算定が多数見受けられる。保菌者と診断した根拠が不明であり、入院又は術前のための検査は、保険請求ができない取扱いとしたいので協議願いたい。(国保連合会における全国統一基準項目)

入院時スクリーニング検査及び外来患者には認められない。

4 在宅自己注射指導管理料の初回管理料算定同月の注射薬剤の取扱いについて〔国保連合会〕

初回の在宅自己注射指導管理を行う場合、同月指導管理料算定前の在宅自己注射指導管理料に係る注射手技料は算定できないが、薬剤料は算定ができる取扱いとしたいので協議願いたい。(令和元年8月・社保国保審査委員合同協議会の保留項目)

初回の在宅自己注射指導管理料算定において、同一月で同管理料算定前(教育期間)の薬剤料については算定できるが、注射手技料については算定できない。

5 その他

(インフルエンザ関連検査の対象病名について)

インフルエンザウイルス抗原検査の対象病名については、平成12年2月の社保国保審査委員連絡委員会で、「感冒・気管支炎の病名でも認められる。」旨の協議が行われているが、その後、国保連合会における全国統一基準において、「原則として、『インフルエンザ』又は『インフルエンザ疑い』以外でインフルエンザ関連検査の算定は認められない。」と示されたため、改めて審査取扱いを協議願いたい。

保険請求の現況に鑑み審査取扱いを変更することとし、原則として「インフルエンザ」又は「インフルエンザ疑い」病名を必要とする。

※ 以上の新たに合意されたものについては、令和2年4月診療分から適用する。